

令和7年度春選抜募集要項
京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラム（特別枠：D2 相当）
（令和7年度（2025年度）4月採用分）

1. 趣旨

大学院をめぐつては、優秀で意欲ある学生の博士後期課程等への進学を促進することが何よりも重要な課題となっており、この課題を解決するためには、学生に対する経済支援を拡充すること、将来のキャリアパスを明確化するとともに、そこに繋げるためのキャリア形成に資する教育機会や支援が提供されていることが不可欠です。

京都大学大学院教育支援機構では、大学院生に対する経済支援方策を一体で有効に運用するとともに、博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めています。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）の助成を受けて実施する京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラム（以下「機構 SPRING プログラム」という。）は、上記目的を達成するために研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程等学生を選抜し、研究奨励費及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）を支給するものです。

機構 SPRING プログラムは、本来、博士後期課程第1年次（相当）から標準修業年限まで一貫して経済的支援・キャリア形成支援を行う事業であり、学生の育成という趣旨から、通常枠は博士後期課程第1年次（相当）のみを募集対象としておりますが、この度、JST から本学へ支援枠の追加配分が決定し、別紙2のとおり、博士後期課程第2年次（相当）から標準修業年限までを支援する枠を特例的に設定することといたしました。

なお、今回の「特別枠」については、令和7年度春選抜限りの措置であり、令和7年度秋選抜及び令和8年度以降は現時点では実施する予定はありません。

2. 出願対象分野

人文・社会／情報・AI／量子／マテリアル／健康・医療・生命／環境・エネルギー・複合
すべての分野に出願できます。

選択できる分野は一つです。

3. 採用予定数

50 名程度

4. 出願資格

- ・ 令和7年4月に次に示す本学の博士課程のいずれかに在籍する者。ただし、令和5年10月以前に当該課程に入学又は進学した者（休学等の事情により令和7年4月時点で博士後期課程相当における在学期間が2年未満の者を除く）は対象外とする。
 - ① 博士後期課程の第2年次又は医学、薬学の4年制の博士課程の第2年次
 - ② 5年一貫制の博士課程第4年次
- ・ 外国人を含み、年齢要件はありません。
- ・ 令和7年4月以降に給与を得ながら在籍する社会人学生は支援対象となりませんが、所

属企業等から安定的な収入を得ていない、又は得ていても 240 万円／年未満である場合は出願可能です。（ただし、240 万円以上／年を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合を除きます。）

〈資格対象外〉

以下の学生は支援対象になりません。選考中又は選考後に以下に該当することとなった場合には、様式 3 により速やかに「15. 担当・問合せ先」にメールで連絡してください。

- ・ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員

独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（以下「特別研究員」という。）に採用内定した場合、特別研究員または機構 SPRING プログラムのいずれか一つを選択することとなります（重複受給不可）。特別研究員採用内定による辞退については、様式 3 によらず、1～2 月頃に担当部署からの希望照会により回答してください。

- ・ 生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の奨学金（貸与型除く）を得ている学生
なお、生活費相当額ではなく研究費を支援する事業等であれば、機構 SPRING プログラムの支援対象となる場合があります。

- ・ 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生（有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイトなどは、安定的な収入にあたりませんので、収入額による制限の対象になりません。ただし、アルバイト等により研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に支障が出る場合は、支援の継続はできません。また、非常勤職員や嘱託等のポストを一定期間得て、240 万円／年以上の給与等を得ている場合は支援対象になりません。個人事業主も同様です。）

- ・ 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等（240 万円／年未満の奨学金も含む）の支援を受ける留学生

- ・ 現時点で受給している、又は内定している民間奨学財団奨学金等がある場合は、併給可否に関わらず、申請前の段階で必ず当該民間奨学財団等に機構 SPRING プログラム申請可否の確認を行ってください。この確認を行わない場合、当該民間奨学財団奨学金又は機構 SPRING プログラムの支援が取り消される場合があります。

5. 資格の取消し等

以下のいずれかに該当する場合には機構 SPRING プログラムの支援の取消し、又は研究奨励費等の支給を一時停止します。

- ・ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用されたとき。
- ・ 生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の奨学金（貸与型除く）を得たとき。
- ・ 所属する大学、企業等から、生活費相当額として十分な水準（年額 240 万円以上を基準とする。）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められたとき。
- ・ 国費外国人留学生制度又は本国からの奨学金等（240 万円／年未満の奨学金も含む）の支援を受ける留学生となったとき。
- ・ 支給対象学生としての責務の履行の状況が不十分であると京都大学大学院教育支援機構長（以下「機構長」という。）が認めたとき。
- ・ 研究奨励費等の受給辞退の申出があったとき。

- ・ 研究奨励費等の受給に係る応募書類等に虚偽の記載があったとき。
- ・ 除籍されたとき。
- ・ 京都大学通則(昭和28年達示第3号)第53条の規定による懲戒を受けたとき。
- ・ その他機構長が支援を取消し、又は研究奨励費等の支給を一時停止すべき事由があると判断したとき。
- ・ 博士後期課程等を退学、休学したとき。
- ・ 留学生が一時帰国により日本国内に完全に不在となる月があるとき。

6. 支援開始時期

令和7年(2025年)4月1日

支援期間は標準修業年限までの期間とし、それを超える場合は以降の期間は支援の対象となりません。また、休学している期間も支援の対象となりません。ただし、出産・育児・傷病等の場合等、研究を継続することが困難になった場合に、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行う場合があります。

7. 支援額

①一年度あたり256万円(研究奨励費216万円+研究費40万円)

研究奨励費216万円は、生活費相当額(令和6年度からの増額により授業料半額相当分の支援を含む)とする。

②支援期間中の授業料半額免除措置(免除申請手続きは不要)。経済的理由等による全額免除は申請対象外となります。

※機構 SPRING プログラムへの申請書提出をもって授業料の徴収猶予の願い出をしたものとみなします。採否決定後の授業料引落日は8月中旬を予定しています。詳細は学生課奨学掛の掲示や案内をご参照ください。

- ・ 研究奨励費は令和7年4月分から支援します。採用通知は6月以降となりますが、遡及して支援します。
 - ・ 研究費は採用通知後、大学院教育支援機構が定める期日以降に発生した費用に係る支出分から使用可能です。
 - ・ 留学生については、研究奨励費、研究費ともに渡日確認(毎月1日)後に支給します。
 - ・ 研究費は以下の用途に使用することができます。
- ① 物品費：研究に必要な設備・備品・消耗品等を新たに購入するための経費
 - ② 旅費：採用者自身の海外・国内出張(資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等)のための旅費(交通費、宿泊費、日当)、採用者の研究への一時的参加者(被験者やフィールドワークの協力者等)のための旅費(交通費、宿泊費、日当)
 - ③ 謝金：研究開発への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金等の支払いのための経費
 - ④ その他：研究課題を実施するための経費(具体例として、(印刷費、複写費、現像・焼き付け費、通信費(切手、電話等)、運搬費、専用施設の借料、会議費(会場借料、会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類を除く)等)、レンタル費用(コン

ピュータ、自動車、実験機器・器具等)、ソフトウェアライセンス使用料、機器修理費用、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用)等)

- ・ 機構 SPRING プログラムの採用者は、事業統括である機構長が当該学生の研究又はキャリア形成等において有意義と認めるときに、研究費を超える額を支給する「事業統括配分経費」の制度による支援を受けることができます。採用者には改めて募集に関する詳細を通知します。

8. 出願手続き

① 出願書類

- ・ 記載言語は、日本語又は英語とします。
- ・ 所属・学年については令和7年4月時点(予定)のものを記載してください。
- ・ 様式1 申請書 研究計画等を記載(全員必須)
- ・ 様式2 確認書
指導教員等、実質的に申請者の研究内容を把握している教員に直接依頼すること。
- ・ 修士課程の成績。
ただし、5年一貫制の博士課程の場合は博士課程の成績を、医学、薬学の4年制の博士課程の場合は学部課程の成績を、それぞれ提出すること。

② 出願方法

WEB 出願システムを通して申請してください。WEB 出願システム以外での出願は一切受理しません。WEB 出願システムでは以下のことを行ってください。(詳細はマニュアル参照)

- ※ 選考結果発表日まで使用可能なメールアドレスで登録すること
- ・ 基本情報の入力及び様式2(確認書)以外の出願書類のアップロード
- ・ 指導教員等のメールアドレスを入力し、様式2(確認書)アップロード依頼を送付、システムから、指定されたメールアドレスにアップロード用リンクが送付されます。
- ・ 上記作業の完了後、必ず「提出」ボタンを押し、申請データを提出してください。

WEB 出願システム URL : <https://kugd.kyoto-u.online/applicant/senkos/25/top>

③ 出願期間

令和7(2025)年2月25日(火)～3月17日(月)17:00(日本標準時間)【厳守】

期間後に出願することはできません。また出願期間終了直前はサーバーが混み合う可能性があります。これによる遅延・トラブル等には一切責任を負いません。時間には十分余裕を持って出願してください。

④ 注意事項

- ・ 出願は、指導教員等の確認書アップロード含め、Web 出願システム上で「提出」されたことにより出願完了となります。時間に余裕をもって確認書の作成を指導教員等に依頼してください。

- ・ 出願書類は所定の様式を使用してください。所定様式以外の出願は認められません。
- ・ Web 出願システム上での「提出」後、どのような事情があっても、「提出」を取り消すことはできません。記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- ・ 出願は1人1件に限ります。2件以上申請した場合、全ての出願を無効とします。
- ・ 通常枠(D1相当)と進学前採用枠(M2相当)の2つに加え、令和7年度春選抜に限り特別枠(D2相当)があるため登録間違いをしないよう注意してください。
- ・ 出願書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用開始時に遡って資格を取り消すことがあります。

9. 選考及び結果

機構 SPRING プログラムは、分野選考及び全学選考により審査します。分野選考は、出願分野に関する高い専門性や能力を中心に別表1の機構 SPRING 分野選考審査単位で審査します。全学選考は、分野選考を通過した者を対象に、分野に捉われることなく、社会的要請にも対応しうる挑戦的・融合的な研究計画や意欲を中心に全学で審査します。

選考結果は、令和7年(2025年)6月16日(月)以降、メール及びWEB出願システム上で通知します。なお、選考結果は確認書を提出した指導教員等にも共有されます。

10. 研究費等の適正管理および研究公正

- ・ 京都大学では、「京都大学競争的研究費等不正防止計画―第10次―」(以下、「不正防止計画」という。)を策定し、公的研究費の適正管理に取り組んでいます。機構 SPRING プログラムに採用される大学院生は、不正防止計画を遵守する必要があります。

関連資料：研究費使用ハンドブック

URL <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook>

- ・ 京都大学では「研究公正推進アクションプラン」を策定し、学術活動(研究及び学習)を公正に推進するよう取り組んでいます。採用された者は、アクションプランを遵守する必要があります。

関連資料：研究公正推進アクションプラン、研究公正パンフレット

URL: <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>

11. 義務・協力事項

機構 SPRING プログラムに採用される者は、JST 及び文部科学省あるいは本学による、以下の取組への義務及び協力があります。詳細は採用後にお知らせします。

① 研究倫理教育の受講【義務】

以下の本学ウェブサイトの受講手順等を参照のうえ受講すること。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin/kensyu>

② 研究費使用 e-Learning の受講【義務】

京都大学 e-Learning 研修システム「研究費等の適切な使用について」を受講すること。

③ JST や文部科学省等が主催する博士後期課程等学生交流イベント等への参加【協力事項】

事業に参加した博士後期課程等学生が大学横断的に交流を行うイベント等で、他大学の学生との交流を通じ、学生同士の相互触発やネットワーク作りを図ります。

- ④ 学生へのモニタリング調査への協力【義務】
JST が支援学生に対して直接フォローアップを行うとともに、支援学生へのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各事業の評価に直接活用します。
- ⑤ 育成效果の評価及び追跡調査（１）【義務】
支援期間中及び支援終了後のキャリアや実績について、支援終了後１０年以上追跡調査を行い、JST に情報提供を行う義務があるため、JST 及び JST が本学を通じて実施するアンケート等の調査に協力すること。
- ⑥ 育成效果の評価及び追跡調査（２）【努力義務】
全国的な博士人材追跡調査等への協力のため、文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が運営している博士人材データベース（JGRAD）に登録すること。
- ⑦ 別紙１に定める機構 SPRING プログラム育成コンテンツを履修すること（詳細は採用後に通知します）。【義務】
- ⑧ ジョブ型研究インターンシップ専用システムにアカウント登録をすること（実施は任意。詳細については、採用後に通知します）。【義務】
- ⑨ 以下の分野については、各分野が実施するキャリア開発コンテンツ等に積極的に参加すること。【努力義務】なお詳細は以下のウェブサイト等を参照すること。
- ・ 情報・AI :
https://www.i.kyoto-u.ac.jp/education/DoGS_SPRING/
 - ・ 量子 :
<https://www.sci.kyoto-u.ac.jp/ja/academics/dcsupport/spring#normal>
 - ・ マテリアル :
<https://sites.google.com/kyoto-u.ac.jp/fs-mat>

１２．個人情報の取扱い

出願書類に含まれる個人情報は「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき厳重に管理し、機構 SPRING プログラムの選考及び支援に係る業務遂行のみに利用します。ただし、「４．出願資格」に記載する、機構 SPRING プログラム以外の支援対象となった者については、確認のため本学内担当部署に個人情報の一部を提供することがあるので、ご承知おきください。

なお、機構 SPRING プログラムに採用された場合、透明性確保の観点から所属や氏名が公表されます。

１３．研究成果の発表

機構 SPRING プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、採用者に送付するガイドブックに従って当該事業の支援を受けたものであることを表示してください。

１４．研究奨励費の取扱い

研究奨励費は税法上雑所得として扱われるため、所得税、住民税の課税対象となり自身で確定申告が必要です。このことを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当に問い合わせてください。また、扶養の扱い等、所得税、確定申告に関する問い合わせについては、最寄りの

税務署に問い合わせてください。自身で社会保険や年金等の手続き・管理を適切に行ってください。

15. 担当・問合せ先

京都大学大学院教育支援機構（国際・共通教育推進部 管理掛）

Tel : 075-753-9353, 9599, 3315

E-mail : kanri-graduate@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

Website : <https://www.kugd.k.kyoto-u.ac.jp/support/recruitlist>

※機構 HP にある FAQ 等も併せてご参照ください。

出願期間終了直前は多数の問合せによりメールの返信に時間が掛かる可能性があります。
時間には十分余裕を持って出願準備をしてください。

また、正確な回答をお返しするため、問合せは可能な限りメールでお願いします。

(別表 1・機構 SPRING 分野選考審査単位)

分野	研究科	専攻
人文・社会分野	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 人間・環境学研究科 経営管理教育部 アジア・アフリカ地域研究研究科	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 行動文化学専攻 現代文化学専攻 教育学環専攻 法政理論専攻 経済学専攻 人間・環境学専攻 経営科学専攻 東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻 グローバル地域研究専攻
情報・AI 分野	理学研究科 情報学研究科	数学・数理解析専攻 地球惑星科学専攻 情報学専攻
量子分野	理学研究科 工学研究科 情報学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 航空宇宙工学専攻 原子核工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報学専攻（通信情報システムコース）
マテリアル分野	理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科	数学・数理解析専攻 化学専攻 生物科学専攻 医学専攻 医科学専攻 薬科学専攻 薬学専攻 創発医薬科学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 材料工学専攻 材料化学専攻 物質エネルギー化学専攻 分子工学専攻 高分子化学専攻 合成・生物化学専攻 化学工学専攻
健康・医療・生命分野	理学研究科 医学研究科	生物科学専攻 医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻

	薬学研究科 生命科学研究科	人間健康科学系専攻 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携 専攻 薬科学専攻 薬学専攻 創発医薬科学専攻 統合生命科学専攻 高次生命科学専攻
環境・エネルギー・複 合分野	理学研究科 工学研究科 農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 総合生存学館 地球環境学舎	地球惑星科学専攻 社会基盤工学専攻 都市社会工学専攻 都市環境工学専攻 建築学専攻 農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻 人間・環境学専攻 エネルギー社会・環境科学専攻 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー変換科学専攻 エネルギー応用科学専攻 東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻 グローバル地域研究専攻 総合生存学専攻 地球環境学専攻 環境マネジメント専攻



世界トップクラスの
研究人材の
育成と確保



社会の多様な
方面で求められる
リーダー人材の育成



国際感覚を持ち
世界で活躍できる
グローバル人材の養成

【高度人材として必要な能力のカテゴリ】

- 【Ⅰ】基礎的姿勢の獲得：研究倫理、研究費使用などの遵法精神を身に付ける
- 【Ⅱ】トランスファブルスキルの獲得：どんな状況下でも活用しうる汎用性の高い能力を身に付ける
- 【Ⅲ】アントレプレナーシップの獲得：自ら枠を超え行動を起こし新たな価値を生み出す精神を身に付ける
- 【Ⅳ】社会との接点：社会人としての幅広い知識と経験を得る

支援学生の義務：次の必修コンテンツ①② 及び 選択必修コンテンツ③ を履修

必修コンテンツ

① トランスファブルスキル研修の受講

能力カテゴリ：【Ⅰ】【Ⅱ】
条件/期限：支援期間中1回以上/支援開始後1年経過までに
内容：ビデオ視聴および受講確認アンケートへの回答
ねらい：研究活動を俯瞰的に捉え、社会で有用な能力を見出す博士後期課程を汎用性の高い能力の獲得期間と位置づけ、能動的な学生生活を過ごすための意識づけを行う

義務
①

② 大学院教育支援機構が主催・共催する研究発表会等での発表

能力カテゴリ：【Ⅱ】
条件/期限：支援期間中1回以上発表/支援終了までに
内容：別紙で指定するイベントで自分の研究の魅力を伝えて交流しフィードバックを行う
ねらい：研究を通して身に付けた汎用性の高い能力を総合的に発揮させ、①での学びを実践する

義務
②

選択必修コンテンツ（A～Eのコンテンツから1つ以上③）

A 大学院共通科目・大学院横断科目の履修

能力カテゴリ：【Ⅰ】【Ⅱ】【Ⅲ】【Ⅳ】
条件/期限：本学大学院在籍中に1科目以上/支援終了までに
内容：別紙にて指定する大学院教育支援機構及び研究科等が開講する科目やコースの履修
ねらい：高度人材として備えておくべき知識や実践経験の獲得

B アントレプレナーシップ研修の受講

能力カテゴリ：【Ⅲ】
条件/期限：支援期間中1回/支援終了までに
内容：ビデオ視聴および受講確認アンケートへの回答
ねらい：アントレプレナーシップについての基礎理解を得る

C インターンシップへの参加

能力カテゴリ：【Ⅳ】
条件/期限：指導教員によく相談すること/支援終了までに
内容：別紙にて指定するインターンシップへの参加
ねらい：研究を通して身に付けた汎用性の高い能力を総合的に発揮させ、①での学びを実践する

D 留学・海外派遣研修等

能力カテゴリ：【Ⅱ】【Ⅳ】
条件/期限：支援期間中1回/支援終了までに
内容：別紙にて指定する交換留学、海外派遣プログラム等への参加
ねらい：異なる価値観との出会いによる多角的・俯瞰的な視点の獲得

E キャリア開発コンテンツへの参加

能力カテゴリ：【Ⅱ】【Ⅳ】
条件/期限：支援期間中1回/支援終了までに
内容：別紙にて指定する大学院教育支援機構及び研究科等が主催・共催するイベント等への参加
ねらい：幅広いキャリア形成について考える機会を与える

いずれかひとつの受講・参加が義務
③

各コンテンツの詳細は採用後通知する

手続き上の義務 （受給条件）

- ・誓約書提出
- ・研究公正e-Learning研修の受講
- ・研究費使用e-Learningの受講
- ・ジョブ型研究インターンシップ専用システムのアカウント登録
- ・支援期間中および修了後10年間の各種調査への協力



Kyoto University
Division of Graduate Studies
京都大学大学院教育支援機構

令和 7 年度京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラムの春選抜における「特別枠」の設定について

京都大学大学院教育支援機構
機構長 平島 崇男

この度、京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラム（以下、「本プログラム」という）の助成元である国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から本学へ支援枠の追加配分が決定し、機構として検討した結果、この追加配分の一部を「特別枠」として、博士後期課程第 2 年次（相当）の募集に充てることといたしました。

本プログラムは、本来、博士後期課程第 1 年次（相当）から標準修業年限まで一貫して経済的支援・キャリア形成支援を行う事業であり、学生の育成という趣旨から、通常枠は博士後期課程第 1 年次（相当）のみを募集対象としております。

しかしながら、今回追加配分される支援枠が令和 7・8 年度（2 年間）のみという期限付きであること、また、令和 6 年度春選抜において当時の博士後期課程第 1 年次（相当）の採択数が例年と比べて若干減少したこと等の事情を踏まえ、令和 7 年度春選抜については、「特別枠」として、博士後期課程第 2 年次（相当）から標準修業年限までを支援する枠を特例的に設定することといたしました。

なお、令和 5 年 10 月以前の入学者（休学等の事情により令和 7 年 4 月時点で在学期間が 2 年未満の者を除く）については、令和 7 年 4 月から支援を開始すると支援・育成期間が 2 年未満となり、本プログラムにおける育成という趣旨に沿わないため、今回の特別枠の対象とはなりません。

また、今回の「特別枠」については、令和 7 年度春選抜限りの措置であり、令和 7 年度秋選抜及び令和 8 年度以降は現時点では実施する予定はありません。